

7・2 ILO 海上労働条約

平成 18(2006)年 2 月、国際労働機関(ILO)第 94 回総会において採択された「2006 年 ILO 海上労働条約」(以下 MLC)は、船員のための、雇用条件、労働・休息时间、居住・娯楽設備、食料・供食、健康保護・医療・福祉・社会保障等の最低要件を定めている。平成 23(2011)年 3 月末における批准国は、リベリア、マーシャル諸島、バハマ、パナマ、ノルウェー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、スペイン、クロアチア、ブルガリア、カナダ、セントビンセント・グレナディーン、スイス、ベナン、シンガポール、ガボン、デンマーク、アンティグア・バーブーダ、ラトビア、ルクセンブルク、キリバス、オランダ、オーストラリア、セントクリストファー・ネイビス、ツバル、トーゴの 25 ヶ国。

MLC の発効要件は、30 以上の加盟国と世界の商船船腹量の 33%で、本要件を満たした 12 カ月後に効力を生じる。既に商船船腹量の要件は満たされているが、批准国数の要件は満たされておらず、残り 5 カ国の批准が求められる。

7・2・1 旗国国内法制化の状況

MLC を批准している主要な船籍登録国の内、パナマ、バハマは国内法を整備すべく作業中であり、マーシャル諸島、リベリアは、既に国内法制化を終えている。当協会は、関係各国の情報を収集・周知するとともに、各旗国に対し国内法にあたっては船主に負担が生じないよう求めている。

一方、わが国においては、平成18(2006)年9月より、国土交通省(海事局運航労務課)が立ち上げた「ILO海上労働条約国内法制化勉強会」において、官労使による条約批准に向けた国内法改正の検討が行われ、当協会も船主側委員として参画し、意見の反映に努めた。平成 22(2010)年7月には同勉強会で最終とりまとめが行われ、当協会では同年9月に労政幹事会による本内容の説明会を開催し、関係船社に周知した。

また、国土交通省では、上記最終とりまとめを反映した船員法改正法案を作成、同案は平成 24(2012)年に通常国会へ提出済みである。